

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和42年1月及び43年1月から同年3月までの期間を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、昭和42年1月及び43年1月から同年3月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年6月まで  
② 昭和42年1月から43年3月まで

昭和35年12月5日からA事業所に勤務した。同事業所での標準報酬月額が、38年10月から39年6月までの期間及び42年8月から43年3月までの期間について減額されていることに納得がいかない。

昭和42年1月から43年3月までの給料支払明細書（42年3月分を除く。）を所持しているので、標準報酬月額が誤っていないか調査し、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和42年1月及び43年1月から同年3月までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書により、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（42年1月は2万6,000円、43年1月から同年3月までは3万円）を超える報酬月額の支払いを受けた上、当該期間各月において報酬月額に基づく標準報酬月額と同額又は低い標準報酬月額（3万6,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち昭和42年1月及び43年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の

納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち昭和42年2月から同年12月までの期間については、給料支払明細書（42年3月分を除く。）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は給料支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額より低い、若しくは同額であることが確認及び推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立期間②のうち昭和42年1月及び43年1月から同年3月までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は廃業し、給与事務を行っていた事業主も既に死亡しており、このほかに関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、昭和38年10月から39年6月までは1万6,000円と記載されており、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

また、申立人は申立期間①当時はA事業所において班長をしていたと申立人及び事務担当者が供述しているところ、申立人と同様に班長として勤務した同僚の申立期間における標準報酬月額は、申立人と同様に昭和38年10月において、従前の標準報酬月額に比べて減額していることが確認できる。

さらに、A事業所は、昭和57年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の賃金台帳等の資料は無く、給与事務を行っていた事業主も既に死亡している上、申立人も、申立期間①の給料支払明細書等を所持していないため、当該期間における申立人の報酬月額及び報酬月額から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を3万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から36年10月1日まで

昭和32年4月からA社(昭和59年10月に、B社に事業所名称変更。現在は、C社)に入社した。申立期間の標準報酬月額に納得がいかないのので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、昭和35年4月の標準報酬月額の随時改定によって、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高額である1万8,000円となり、申立期間における標準報酬月額は、同年5月から同年7月までは、1万8,000円、同年8月1日の随時改定により、同年8月から36年9月までは1万円と記録されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の「標準報酬等級並びに適用年月日」欄の昭和35年4月の箇所「18」と記載されており、日本年金機構事務センターは、35年以前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬に係る表記は、標準報酬を等級で記載していたと説明していることから、上記の「18」は健康保険の標準報酬等級の「18等級」を指し、当時の標準報酬等級表によれば健康保険の報酬月額3万円に該当する。

一方、「厚生年金保険法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和35年5月4日付け保発第39号)によると、「標準報酬の最高限が引き上げられたことにより、昭和35年4月における標準報酬月額が1万8,000円である被保険者について行なう新標準報酬の決定は、その者が同年5月1日に被保険者の資格を取得したものとみなして行なわれるものであること。ただし、

この場合においてその者が同時に健康保険の被保険者であるときは、その者の同年5月における健康保険の標準報酬の基礎となった報酬月額を、改正法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。」と規定されている。

また、申立人と同時期にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚二人は、申立人と同様に、昭和35年4月の標準報酬月額の随時改定によって、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高額である1万8,000円と記録されているところ、同年5月において、標準報酬月額が3万円と改定されている。

これらのことから、申立人については、昭和35年5月において、標準報酬月額が3万円と改定されるべきであったと考えられるが、オンライン記録及び上記の被保険者名簿によって当該記録は確認できない。

このことについて、日本年金機構事務センターは、記録の不備であると思われるとしている。

また、上述のとおり、昭和35年8月1日付けで、申立人の標準報酬月額は、1万円と改定されていることが確認できる。

しかしながら、申立人と同時期に入社した同僚二人は、当時は会社の経営状況が良く、申立人の給与が減額されていることは考えられない旨を供述している上、当該二人の標準報酬月額は減額されていない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の次の整理番号の従業員の昭和35年10月から36年9月までの標準報酬月額の等級欄に、申立人と同様に「10」と記載されていることが確認できるところ、日本年金機構事務センターは、申立人の標準報酬月額が35年8月に減額訂正されていることについて、一段下の従業員の記録を転記してしまったことも否定できないとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を3万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和43年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月16日から同年7月16日まで

A社に昭和39年3月から45年10月31日まで継続して勤務したが、年金事務所に確認したところ、43年6月17日から同年7月17日までの期間が厚生年金保険に未加入との回答を受けた。申立期間の頃に同社C事業所から同社D事業所に転勤したが、勤務は継続していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年7月16日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 7 日から 41 年 1 月 6 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A事業所で勤務していた昭和 38 年 12 月 7 日から 41 年 1 月 6 日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、B社（現在は、C社）における8か月及びD社における2か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている2回の被保険者期間のうち、申立人がE学校を昭和32年に卒業し、初めて就職したB社に係る8か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人のA事業所に係る健康保険整理番号の前後50番以内に記録がある女性37人のうち、申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和41年1月6日）の前後2年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件（被保険者期間24か月以上）を満たしている者は10人いるところ、当該10人に脱退手当金の支給記録は確認できないことから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 22 日から 40 年 9 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、A社B事業所及びA社C事業所において厚生年金保険に加入していた昭和 37 年 1 月 22 日から 40 年 9 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、D社の10か月間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から1年7か月後の昭和 42 年 3 月 30 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と\*円相違しているが、その原因は不明である。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓となっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 41 年 7 月 \*日に婚姻し、改姓しており、当該婚姻日から支給決定日までが約8か月間あることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年9月から16年6月までを41万円、同年7月及び同年8月を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで

平成14年12月からA社（入社当時はB社）に勤務しており、年金事務所の記録では、15年9月から16年8月までの標準報酬月額が26万円となっているが、給料支払明細書では41万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されているので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成15年9月から16年8月までのB社に係る給料明細書及びA社が保管する15年及び16年の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から判断して、15年9月から16年6月までは41万円、同年7月及び同年8月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行ったか否かは不明である

と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額又は給与支給総額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月 19 日から同年 11 月 12 日まで  
② 昭和 50 年 12 月 31 日から 52 年 6 月まで

昭和 49 年 7 月 19 日から 52 年 6 月までの期間、A 社（現在は、B 社）において勤務した。同社における厚生年金保険の加入期間が 49 年 11 月 12 日から 50 年 12 月 31 日までの期間となっており自分の記憶と異なっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が社会保険事務所（当時）に提出した B 社が作成した申立人の勤務期間に関する文書には、申立人が、申立期間①及び②を含む昭和 47 年 7 月 19 日から 52 年 6 月までの期間、同社に勤務していた旨の記載がなされているところ、同社は、当時の人事記録等を保管していないので、申立人の同社における在籍期間について根拠の無い証明であった旨の回答を行っていることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚で回答を得られた 3 人は、申立人のことを覚えているものの、A 社における申立人の入社時期及び退職時期を覚えていないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録で確認できる申立人及び上記の同僚 3 人の A 社における厚生年金保険の加入記録は、i) 申立人及び当該同僚 3 人のうちの 2 人は、雇用保険の加入記録と一致し、ii) 残りの同僚一人も、厚生年金保険の加入期間中に 6 日間の雇用保険の未加入期間がみられる以外は雇用保険の加入記録と一致している上、当該同僚 3 人は、自身の同社における厚生年金

保険の加入期間について、いずれも同社における勤務期間と一致している旨の供述を行っている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社における被保険者資格を昭和49年11月12日に取得し、50年12月31日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和51年1月7日以降の期間において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社は、当時の賃金台帳等を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月頃から 41 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで  
④ 平成 9 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
⑤ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

昭和 40 年 12 月頃から、A社に勤務していた。厚生年金保険の加入が 41 年 8 月からとなっているのは、納得がいかない。また、50 年 10 月から 51 年 7 月までの期間及び 60 年 8 月から 61 年 7 月までの期間の標準報酬月額が直前の月額に比べて下がっているが、基本給が下がった記憶は無い。

さらに、B社に勤務し始めた平成 9 年 5 月、6 月、7 月の標準報酬月額が 14 万 2,000 円と著しく低額になっているが、同年 8 月から 41 万円に変更されているので、同年 5 月から 7 月までの標準報酬月額も 41 万円が正しいのではないか。また、11 年 10 月から 12 年 9 月までの標準報酬月額も直前の月額に比べて下がっているが、支給額が下がった記憶は無い。

申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めるほか、申立期間②から⑤までの標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和 41 年初頭から A社に勤務していたとする同僚の一人が、「申立人は自分が勤務開始した時には、既に勤務していた。」と供述していることから、申立人が 41 年 1 月以降において、当該事業所に勤務

していた可能性はうかがえる。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書（控）によると、申立人が昭和41年8月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の雇用保険被保険者総合照会によると、申立人は同年8月1日に当該事業所で雇用保険の被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚（申立人が記憶している者を含む）は、申立期間当時、現場作業を担当する中途採用者には6か月から18か月の見習期間があったと供述していること、また、前述の複数の同僚が供述する申立事業所での勤務開始時期と、オンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日には1か月から11か月の開きがあることが確認できる上、雇用保険被保険者資格の取得日は、それぞれの厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致することから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、全ての従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間①当時の賃金台帳等を保管していない上、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③については、A社は、当該期間の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容に不備は無く、申立期間②及び③において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、申立人は、A社では、現場作業で残業が多く、残業代が毎月増減したので総支給額は一律ではなかった旨を供述し、上記同僚のうち9人も毎月増減する残業手当があった旨を供述しているところ、オンライン記録によれば、当該同僚全員の標準報酬月額は定時決定により減額されていることが確認できる上、申立人が記憶している同僚6人及び申立人と同じ頃、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚18人のうち9人の標準報酬月額が随時改定により下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額の記録

に不自然さはみられない。

申立期間④及び⑤については、B社は、当時の賃金台帳を保管しており、申立人は申立期間④に係る厚生年金保険料として平成9年6月から同年8月までに支払われた給与から、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていること、申立期間⑤に係る厚生年金保険料として11年11月から12年10月までに支払われた給与から、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立期間④の申立人の標準報酬月額はオンライン記録と同額で決定されていることが確認でき、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立期間⑤の申立人の標準報酬月額はオンライン記録と同額で決定されていることが確認できる上、申立期間④及び⑤において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②から⑤までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1137

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 20 日から 47 年 11 月 21 日まで  
(A社)  
② 昭和 48 年 3 月 15 日から 49 年 2 月 16 日まで  
(B社)

A社(現在は、C社)で勤務していたときの毎月の給与額は10万円から13万円くらいであり、B社で勤務していたときの毎月の給与額は10万円から12万円くらいであったと思うが、国(厚生労働省)の記録によると、標準報酬月額が自分の記憶よりも低いので、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書によると、申立人の同社に係る被保険者資格取得時の標準報酬月額は3万円、同資格喪失時の標準報酬月額は5万2,000円であることが確認できる。

また、企業年金連合会は、申立人の申立期間①に係る企業年金基金の標準報酬月額の推移について、昭和45年11月から46年7月までの期間が3万円、同年8月から47年7月までの期間が4万5,000円、同年8月から同年10月までの期間が5万2,000円であると回答しており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記録されているページの前後2ページ以内に記載されている女性従業員46人の標準報酬月額を確認したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額は、2万8,000円から3万9,000円までの範囲内(申立

人に係る標準報酬月額は、3万円）、資格喪失時点における標準報酬月額は、3万9,000円から5万6,000円までの範囲内であり（申立人に係る標準報酬月額は、5万2,000円）、申立人の申立期間①における標準報酬月額と大きな差は無い。

加えて、上記の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が記憶する同僚二人の申立期間①に係る標準報酬月額は、それぞれ、2万8,000円から4万8,000円までの範囲内及び2万2,000円から5万6,000円までの範囲内であることが確認でき、申立人の申立期間①の標準報酬月額（3万円から5万2,000円までの範囲内）と大きな差は無い上、申立期間①に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記録されているページの前後2ページ以内に記載されている女性従業員4人の厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額は、4万2,000円及び4万5,000円とされており（申立人に係る標準報酬月額は、3万9,000円）、このうち二人の標準報酬月額は、昭和48年10月に4万8,000円及び7万2,000円に改定されており（申立人に係る標準報酬月額は、5万2,000円。残りの二人は、同年6月に資格喪失している。）、申立人の申立期間②における標準報酬月額と大きな差は無い。

また、上記の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が記憶する同僚二人の厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額は、いずれも4万2,000円となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額（3万9,000円）と大きな差は無い上、申立期間②に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、B社は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を確認できる資料は残っていないため、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、A事業所（現在は、B社）において厚生年金保険に加入していた昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 8 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 12 月 24 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたC社D事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているC社D事業所に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 22 日から 37 年 3 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、A社（現在は、B社）及びC社（現在は、D社）において厚生年金保険に加入していた昭和 33 年 12 月 22 日から 37 年 3 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額は法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 7 月 26 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたE社F事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているE社F事業所に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1140

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 28 日から 38 年 12 月 26 日  
国（厚生労働省）の記録によると、A社に係る厚生年金保険に加入していた昭和 36 年 9 月 28 日から 38 年 12 月 26 日までの期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険整理番号の前後 50 番以内に記録がある女性 78 人のうち、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 38 年 12 月 26 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件である 2 年以上の被保険者期間がある者 30 人中 14 人に脱退手当金の受給記録があり、うち 11 人は 4 か月以内に支給されているほか、当該同僚の一人は、「退職する際、会社から脱退手当金の説明を受け、会社に請求をお願いした。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 3 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1141

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 6 日から 40 年 5 月 8 日まで  
(A社)  
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで  
(B社)  
③ 昭和 42 年 10 月 10 日から 44 年 2 月 1 日まで  
(C社)  
④ 昭和 44 年 11 月 8 日から 45 年 4 月 22 日まで  
(D社)  
⑤ 昭和 45 年 9 月 2 日から 46 年 11 月 30 日まで  
(E社)

国（厚生労働省）の記録によると、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「E社を辞める際、何かの書類にサインした記憶がある。」、「昭和 47 年 6 月頃、社会保険事務所（当時）から脱退手当金の支給通知が届いたが、脱退手当金の請求をした記憶が無かったため、社会保険事務所に相談に行った。」、「2 万円ほどの金額を受給した記憶がある。」などと供述しているところ、申立人が社会保険事務所に出向いたとする時期及び申立人が受給したとする金額は、オンライン記録における脱退手当金の支給時期及び支給金額と符合しており、申立期間の脱退手当金について事業主による代理請求が行われたこと、及び申立人に脱退手当金を受給した認識があることがうかがえる。

また、申立人のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和47年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、A社（現在は、B社）で勤務していた昭和 34 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたC社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から2か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間後に申立期間と同一の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しているところ、当該取得時における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とは別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。